

平成30年度新ビジネス創造プロジェクト活動 企画内容募集要領

1 目的

地域活性化のためには、農林水産業を基盤とした産業の枠組みを超えた新ビジネスを生み出していくことが必要である。

このため、滋賀県内の農林水産業を活用した新ビジネスのモデルとなる取組（以下、「ビジネスモデル」という）を生み出し、このビジネスモデルが滋賀県内に波及されることを目的に、滋賀県農林水産業新ビジネス創造研究会（以下、「研究会」という）におけるプロジェクト活動（調査・研究）（以下、「プロジェクト活動」という）の企画内容を募集します。

2 募集期間と対象となるプロジェクト活動期間

募集期間：平成30年4月23日（月）～5月25日（金）17時まで

対象となるプロジェクト活動期間：

採択後（平成30年6月初旬を予定）～平成31年2月15日（金）まで

3 募集する企画内容

以下のすべてに該当することとします。

- ①提案するビジネスモデルの地域への経済効果が、5年後に1億円程度になる企画内容であること。
- ②産業の枠組みを超えた事業者とネットワークを組むこと。また、ネットワークの構成員に、県内の農林水産業者が入っていること。
- ③申請する事業者・団体は、新ビジネス研究会の会員であること。
- ④採択後1か月以内に、協働して実施する事業者・団体の全てが、研究会に参加すること。
- ⑤研究会の全体の取組と連携するとともに、平成31年2月に開催予定の新ビジネス事業企画の公開発表会に出席し、プロジェクト活動の結果についてプレゼンテーション報告すること。
- ⑥研究会の実施内容については、定期的に事務局と連携を図り、共有を図ること。

4 プロジェクト企画のテーマ

以下から1つ選んでください。⑤については自由提案です。

- ①滋賀のお土産開発
- ②インバウンド型農林水産業体験ビジネス
- ③首都圏展開ビジネス
- ④健康や美などの機能性発揮ビジネス
- ⑤その他

5 採択数

上記プロジェクト企画のテーマの内、①で1企画、②で1企画、①～⑤で2企画を予定しています。

6 支援の内容

プロジェクト企画が採択された場合、その内容において、県が認める範囲で支援を行います（1つの企画につき上限100万円。ただし、採択数によって減額される場合があります。）

【対象経費】

企画の実施に必要な経費の内、下記の経費。

講師謝金（研究会員は除く）、旅費、諸材料費、広報費、郵送料、借損料、会場費、印刷製本費、調査費用、通訳料、筆耕翻訳料、専門機関等への検査や評価費用など

※なお、本事業は国費を用いていますので、対象経費は、県と事前に協議が必要です。

※領収証の保管・提出など経費の適切な執行をしていただくことになります。

※採択前および平成31年2月15日以降に支払った経費は対象としません。

7 応募方法

(1) 応募書類

- ・様式1 および2 に必要事項を記入して提出してください。
- ・その他企画内容をよりわかりやすく示すための資料を添付してください。

(2) 提出期限・方法

- ・平成30年5月25日（金）17時までに下記まで持参または郵送してください。
- ・郵送の場合は簡易書留郵便によることとし、平成30年5月25日（金）17時必着とします。

(3) 提出先

滋賀県農政水産部農業経営課（担当：有元）

〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1 TEL 077-528-3847 FAX 077-528-4882

E-mail gc00@pref.shiga.lg.jp

8 選定方法

(1) 審査

県における審査会において以下の観点から審査し、結果を通知します。なお、審査会では必要に応じて応募者にプレゼンテーションを求めることがあります。

審査の観点は、①応募資格を満たしているか、②事業の趣旨に合致しているか、③独自性が高いか、④波及性が高いか、⑤事業の経済効果が大きいか、⑥計画の緻密性が高いか、⑦計画の妥当性が高いか（実施時期に無理がない計画かどうか）の視点で行います。

9 プロジェクト運営

当該プロジェクトの運営は県より事業者（未定）に委託していますので、費用については委託先より支払われますので、その指示にも従ってください。

10 その他

(1) 採択された企画内容の計画実施が半年以上遅れるなど、年度内に企画内容の目的が達成できないまたは、実施状況が不適切と判断される場合は、当該企画内容の採択を取り消すことがあります。

(2) 県に対して、事業効果および地域への経済効果を事業終了後4年間、毎年報告することとします。

(3) 研究会に参加されない場合は、事業採択を取り消します。また、取り消しまでに要した経費等は、支援対象としません。